

国土交通省の 組織について

建設大臣官房技術調査室

中央省庁等改革に係る新府省の組織令等が去る5月30日に閣議決定されました。中央省庁等改革については、平成10年6月に中央省庁等改革基本法が、平成11年7月に国土交通省設置法、独立行政法人通則法等の中央省庁等改革関連法が、同じく12月に独立行政法人個別法等がすでに成立しているところであり、今回これらに基づき関係政令が閣議決定されたものです。

建設省、運輸省、国土庁、北海道開発庁を母体として設置される国土交通省についても、国土交通省組織令、社会資本整備審議会令、交通政策審議会令等の関係政令により、組織の概要が決定されましたのでご紹介します。

1 大臣官房および局（部）ならびに政策統括官について

本省に、大臣官房および13局（12部）ならびに政策統括官3人を置くこととされました。

官房および局と、これらに置かれる部の名称については、大臣官房（官庁営繕部）、総合政策局（観光部、情報管理部）、国土計画局、土地・水資源局（水資源部）、都市・地域整備局（下水道部）、河川局（砂防部）、道路局、住宅局、鉄道局、自動車交通局（技術安全部）、海事局（船員部）、港湾局、航空局（監理部、飛行場部、技術部、管制保安部）および北海道局となっています。

なお、政策統括官は、今回の中央省庁等改革において新たに設けられた局長級分掌職であり、総合的な交通体系の整備に関すること、国土交通省の所掌事務に関する政策の評価に関すること、国土交通省の所掌に属する国際関係事務のうち交通に関連する重要な政策の調整に関すること等を所掌します。

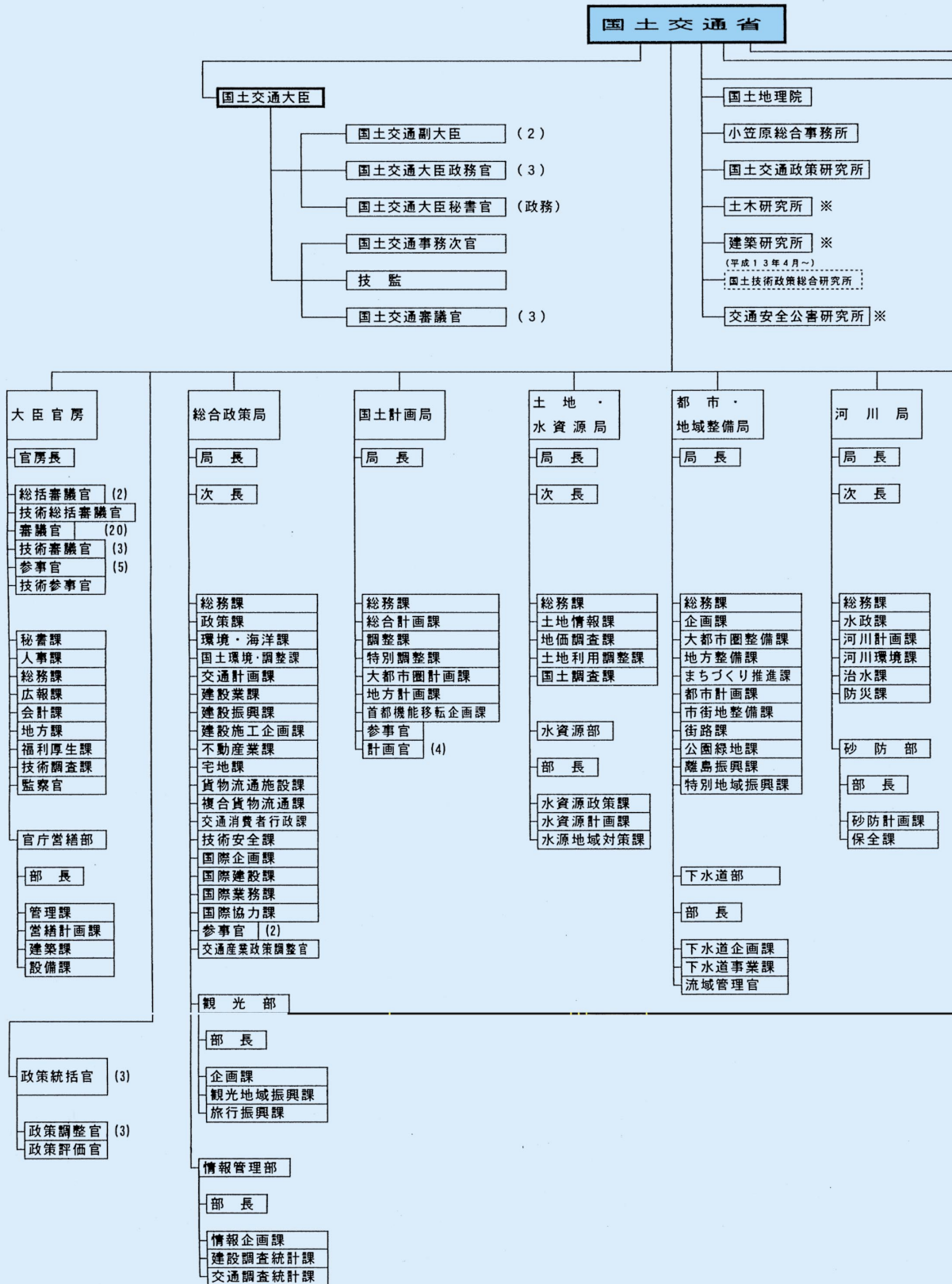
2 課の設置等について

大臣官房および局（部を含む）に、145課および官を置くこととされました。なお、詳細は図1（次ページ）の組織図をご参照下さい。

3 施設等機関について

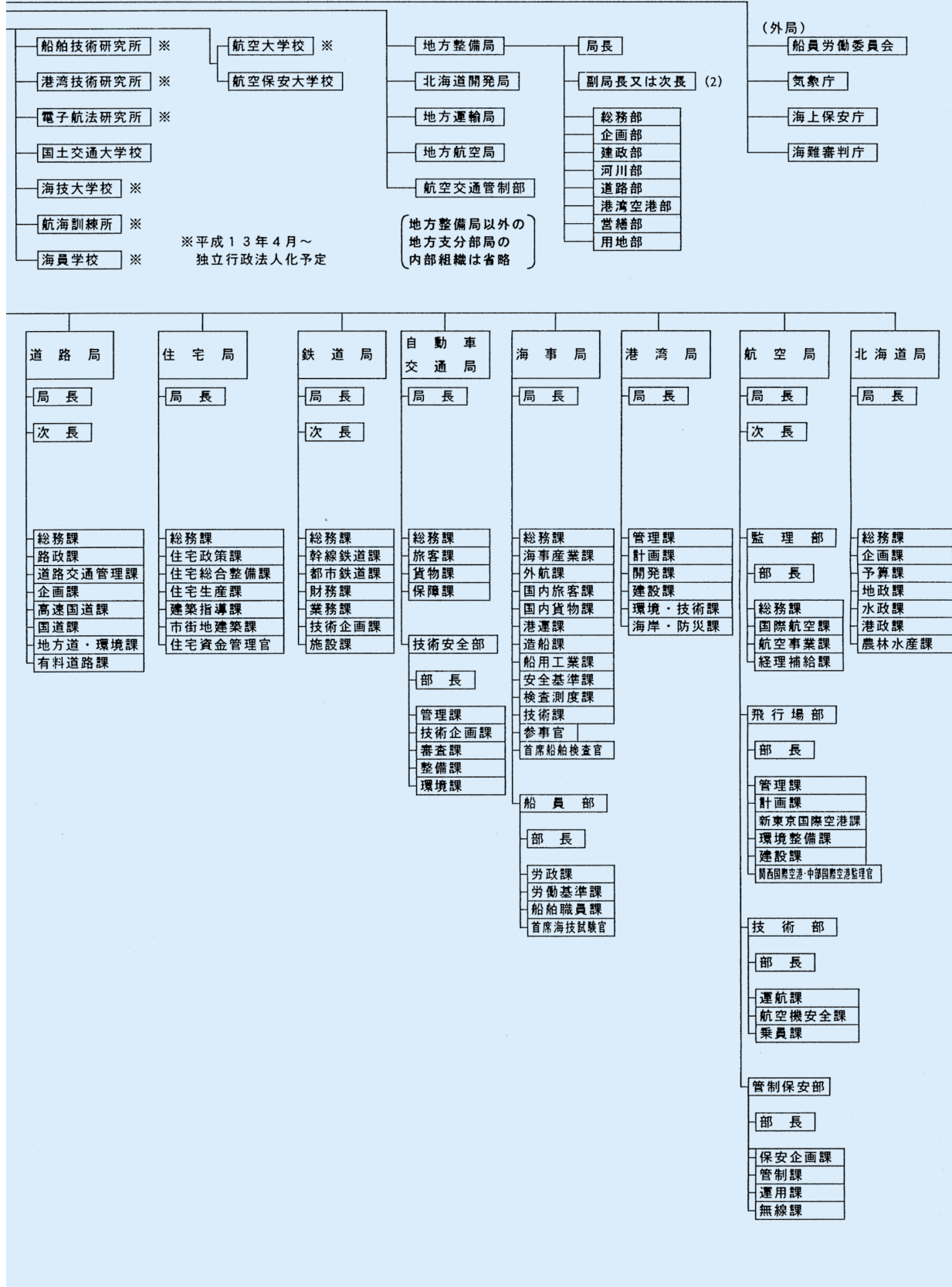
本省に、施設等機関として、国土交通政策研究所、土木研究所、建築研究所、交通安全公害研究所、船舶技術研究所、港湾技術研究所、電子航法研究所、国土交通大学校、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校および航空保安大学校が置かれます。

なお、土木研究所、建築研究所、港湾技術研究所等は平成13年4月に独立行政法人に移行するとともに、国土技術政策の総合的研究体制を整備するため、国土交通省の試験研究機関として「国土技術政策総合研究所」（仮称）を設置することと



組織図

(注) 政令職以上の主要組織のみ示している。



されています。

4 地方支分部局について

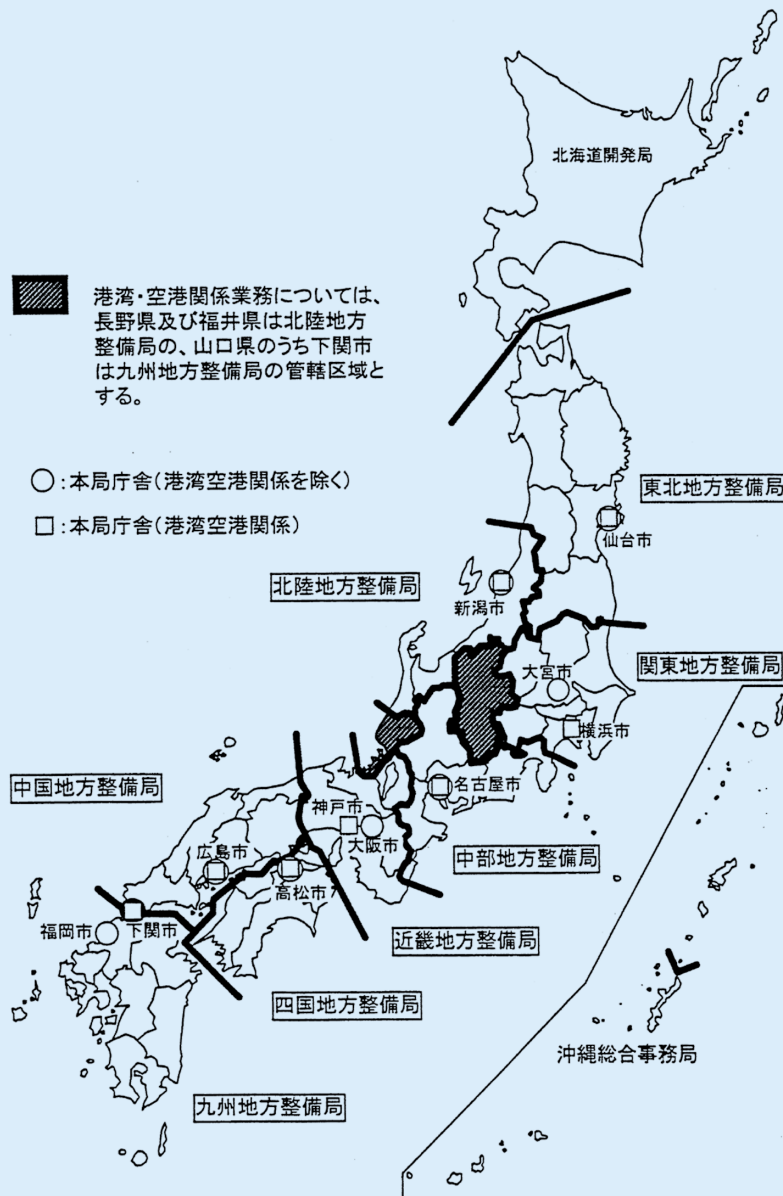
国土交通省の地方支分部局には、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部があり、今回、国土交通省組織令において、その名称、位置および管轄区域等が定められました。

地方建設局と港湾建設局を統合して設置される

地方整備局については、表（次ページ）の8局が置かれ、その内部組織として、副局長2人（北陸地方整備局および四国地方整備局においては次長2人）を置くこと、8部（総務部、企画部、建政部、河川部、道路部、港湾空港部、営繕部、用地部）を置くこと等が定められています（管轄区域については図 2 参照）。

5 審議会等について

図 2 地方整備局の管轄区域



名称	位置	管轄区域
東北地方整備局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東地方整備局	大宮市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県
北陸地方整備局	新潟市	新潟県 富山県 石川県
中部地方整備局	名古屋市	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿地方整備局	大阪市	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国地方整備局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国地方整備局	高松市	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方整備局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

(注) ただし、港湾・空港関係業務については、長野県および福井県は北陸地方整備局の、山口県のうち下関市は九州地方整備局の管轄区域とする。
また、一体として実施すべき事務の区域が2以上の地方整備局の管轄区域にわたる場合その他必要があると認める場合においては、国土交通省令で管轄区域の特例を定めることができる。

国土交通省の本省には、国土審議会、社会資本整備審議会、交通政策審議会、運輸審議会、中央建設工事紛争審議会、中央建設業審議会、土地鑑定委員会、国土開発幹線自動車道建設会議、中央建築士審議会、航空事故調査委員会を置くこととされていますが、このうち、社会資本整備審議会、交通政策審議会の概要は次のとおりです。

(1) 社会資本整備審議会

社会資本整備審議会は、都市計画中央審議会、公共用地審議会、中央建設業審議会、歴史的風土審議会、河川審議会、道路審議会、国土開発幹線自動車道建設審議会、住宅宅地審議会および建築審議会の機能を統合し、基本的政策型審議会として国土交通省に新たに設置されるもので、社会資本整備審議会令により、その組織、所掌事務等が定められました。

行政の企画・立案過程における法案作成や法案作成につながる事項などの基本的な政策を調査審議事項に含む審議会

社会資本整備審議会は委員30人以内で組織すること、臨時委員等を置くことができること、7つの分科会（産業分科会、住宅宅地分科会、都市計画分科会、歴史的風土分科会、河川分科会、道路

分科会、建築分科会）を置くこと、部会を置くことができること等が規定されています。

(2) 交通政策審議会

交通政策審議会は、運輸政策審議会、運輸技術審議会、新幹線鉄道審議会、海運造船合理化審議会、海上安全船員教育審議会、港湾審議会、航空審議会、観光政策審議会、および気象審議会の機能を統合し、基本的政策型審議会として国土交通省に新たに設置されるもので、交通政策審議会令により、その所掌事務、組織等が定められました。

交通政策審議会は、委員30人以内で組織すること、臨時委員等を置くことができること、9つの分科会（交通体系分科会、技術分科会、観光分科会、鉄道分科会、自動車交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会、気象分科会）を置くこと、分科会に部会を置くことができること等が規定されています。



6 地方整備局への権限等の委任について

地方整備局への権限等の委任については、中央省庁等改革基本法において「地方支分部局にその管轄区域内において実施される公共事業に関する国の事務を主体的かつ一体的に処理させること」（第46条第3号）とされており、国土交通省設置法において地方整備局に委任される事務の大枠を、受け皿規定のかたちで分掌する事務として規定し、さらに中央省庁等改革関係法施行法により都市計画法、建設業法、港湾法等の作用法に権限委任規定を置く改正を行っているところです。今回、中央省庁等改革のための国土交通省関係政令等の整備に関する政令により、河川法施行令、道路法施行令、港湾法施行令等が改正され、国土交通大臣の地方整備局長等への権限の委任の範囲を拡大する旨の規定が整備されました。

なお、具体的な権限委任の範囲等の詳細については、今後省令等で定めることを予定しています。